

市民福祉常任委員会（3月12日）

開会（8：54）

- 深田委員長 ただいまより市民福祉常任委員会を開会する。  
今回は、市議会議員改選後に開催される最初の委員会でありますので、委員構成に変更がございます。初めに委員の自己紹介をさせていただきます。  
（各委員自己紹介）
- 深田委員長 当委員会に付託された議案は20件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、市立病院、環境部、防災部、市民部、健康福祉部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）  
市立病院所管の議案の審査に入る。  
議第11号「平成31年度焼津市病院事業会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。  
（当局説明）
- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 渋谷委員 1つ確認をさせていただきというか、あれですけど。説明の資料のほうの66、67ページ、資本的などころの支出の部分ですけれども、医学生の貸付金がありますが、まず、人数等の内訳を教えてください。
- 清水病院総務課長 今、御質疑の医学生の修学資金の貸付金でございますけれども。
- 深田委員長 全部。
- 渋谷委員 全部、3つ。
- 深田委員長 看護学生と薬学生も。
- 清水病院総務課長 医学生のほうは、一応、予算上は3名、来年度予定をしております。1カ月25万円の金額になっております。3名分です。  
看護学生のほうは25人分ですね、貸し付け金額は5万円。薬学生のほうは2人ということで、こちら5万円ということで予算のほうは計上させていただいております。
- 渋谷委員 ありがとうございます。
- 清水病院総務課長 ごめんなさい。今のは新規の分だけになりますので。
- 深田委員長 済みません、薬学生が聞こえなかったものですから。
- 清水病院総務課長 もう一度説明させていただきます。  
医学生の貸付金のほうでございますけれども、全体で15名で、うち新規が3人ということになっております。  
看護学生ですけれども、全体で52名予定してしまして、うち新規が、先ほど申し上げました25人、薬学生のほうは、今回、平成31年度からの新規事業になりますけれども、こちらのほうが2名ということで予定をしております。2人です。  
以上でございます。
- 渋谷委員 今度、薬学のほうをあれということで、薬剤師の確保ということで必要経費だという認識は持っておりますが、それと、収入のほうのところでは返還金が出ていますが、当然返還されるのは卒業してからの形というふうになるので額が少ないのはわかる

んですけれども、これの内訳というか、要は、何人就職して、その者らが免除になると。それと、この収入計算というのは、ほかのところで出てくるという形になっているんですよね、これ。要は、償還金としてはこれということになるんだろうと思うんですけど、こここのところ、もうちょっと説明いただけますか。

○深田委員長 返還金。

○渋谷委員 そう。ごめんなさい、64、65ページのところです。

○深田委員長 医学生貸付金返還金。

○渋谷委員 そう。

○清水病院総務課長 こちらの4条予算に計上してあります貸付金返還金の495万円のこと……。

○渋谷委員 内訳。

○清水病院総務課長 こちらについては、返還金というか、まさに返還金で、貸し付けをしていたんですけれども、途中で例えば学校を退学したりとか、一旦就職したんですけれども、要は貸し付け期間の期間月数を勤務していただくと免除になるというシステムになっておりまして、その期間満了前に残念ながら退職をされて、残った分を実際の現金として返していただく分が計上してございます。

実際に貸し付けした期間を免除にする部分については、3条予算のほうの費用のほうで計上をしております。

○渋谷委員 ちなみに、人数とかというのはわかりますか。

○清水病院総務課長 今のところの495万円のところは、そういった性質で、人数は想定できないものですから、これまでの3年間の看護学生の過去3年で平均の何人かやっぱり毎年いらっしゃるものですから、平均をとって、それで一応計算をしております。

○渋谷委員 了解。

○岡田委員 岡田でございます。

随分離れていたものですから若干内容がわかりにくいところがありますが、今のもあれなんですけど、医学生の貸付金返還金25万円ということは、1カ月分じゃんね、1人の。そうだよ。そういったものもそうなんだけれども、これで、貸付金の返済について、まず延滞はないか。

それから、いわゆる入院患者、それから、外来患者、この数の根拠。いわゆる今年度このぐらいだよ、だから、来年度このぐらいにしたよとかね、この辺の根拠が聞けなかったものですから教えていただきたいなということ。

それから、退職者1,900万円、これ、何人なのか、予想したのがね。それで、これについて、来年度、採用計画にもかかわってくると思いますので、その辺の人数。

それから、事業費用、この辺で、人件費、これが大体131億5,100万円のうちの80億5,100万円ということで、61.2%が人件費的なものになっているな。この給与待遇というのは、他の同規模の病院に比べてどうなのかなというところを教えていただきたいなと思っております。とりあえず、これだけお願いします。

○寺田医事課長 今の岡田委員の質疑のうち、入院患者、外来患者の根拠につきましての説明とさせていただきたいと思えます。

この根拠になる数字なんですけど、前年度、また、前々年度の各診療科の受診者数、あ

と、入院患者数等を、あと、医者の数だとか、その辺も加味しながら計算でつなげた数字としております。今年度の数字が、先ほど申し上げた数字ということになっております。

この88.1%というような入院の占床率につきましても、それらの数字から、ベッドの数で割った数字ということになっております。

以上、説明となります。

○深田委員長 退職者のほう。見込み数。それと、人件費の関係。

○清水病院総務課長 先に貸付金返還金の件ですけれども、こちらのほうは一応期限どおりに返還をさせていただいておりますので、未納になっている部分はありません。

あと、退職金でございますけれども、一応、定年退職される予定の方が6人で、あとは、病院だもんですから結構入れかわりが多くて途中で退職される方も結構いらっしゃるものですから、その分が一応30人程度が毎年あるということで見込んでおりまして、それによって金額のほうを見込んでおります。

もう一点の御説明のほうの、済みません、給与水準というかそういったことでございますけれども、一般的に同規模の公立病院だと、給与体系自体そんなに大きい差はないと思っておりますので、その辺は余り変わらないのではないかなというふうには認識をしておるところでございます。

以上です。

○増田事務部長 人件費比率の関係でございますけれども、今、細かな数字を、他院との比較、持ち合わせておりませんが、同規模の病院と比較をいたしますと、若干と申しますか、少し高い数字となっております。

以上でございます。

○岡田委員 大体わかりました。予想どおりの数が来た場合で、いろんな形でやっているとは思いますが、基本的に、あと、それぞれの費用分配、その辺は通年通りという感じで、皆さんの事務能力で、随分、昔に比べればよくなっているのかなというところがあります。

それから、給与待遇、この辺に、やっぱり継続してやっていかないと人がどうしても流れていってしまうということで、この辺もやむを得ないのかなとは思いますが。従いまして、できるだけ効率のいい仕事をしていただくようお願いをしたいなと思っております。

もう一点、聞き忘れちゃったんですけど、交際費30万円ってなっていますよね。30万円で果たしていいのかなって、そんな気がするんですよ。もっと必要なんじゃないか。

というのは、やはり、医師を引っ張ってくるとか、それから、いろんなことで管理者が動いていただいたり病院長が動いていただくというような中で、30万円って、本当にこの数字の内容というか、交際費の内容、この辺はどうなっているのか教えていただけますか。

○鈴木企画経理課長 通常の医師の確保、その医局等を、そのときの、それは別途の旅費のほうで交通費等を支出しております。そして、その中には手土産等も消耗品費として支出をしているところがございます、いわゆる勘定科目として交際費というものは、30万円の設定はしておりますが、このところ、そういう支払い、支出は、計上をしております。

以上です。

○岡田委員 結構です。

○石原委員 67ページの新病院建設事業費に関してです。その中で、普通旅費の中で視察経費に含まれているという話だったんですが、先進的な病院は、どこを視察されたんでしょうかというところですかね。予算……。するということですね。じゃ、その選定に関しては、どこを選定、今、状況で考えておるでしょうか。

あと、それこそ僕も介護をやっているのわかるんですが、人材不足に関して、看護師や、もちろんドクターのところに関してですけど、新しい新病院になるところで、新しい人材の確保の部分の予算取りは、どこの部分でしてあるのか。

あと、現状も見込んでの、規模は同じ規模を考えていますか。病院のサイズですね。

あと、設計会社ですね、この新病院、18億円か……。ごめんなさい、1億8,000万円ですね、ごめんなさい。新病院建設の設計とか、新病院医師社宅とか、新保育所建設測量とか、この辺は、それぞれの設計で1億8,000万円ぐらい計上されているのか、その辺の振り分けを教えてくださいませんか。

あと、何個もいいですか。

○深田委員長 はい。

○石原委員 外国人に関してです。外国人の通訳とかその辺に関して、この予算取りだったり、そこら辺はどこに計上されているかどうかとか、その辺も教えてください。

○河合新病院建設課長 まず、新病院建設に関しまして3点御質疑いただきましたので、順番に説明をさせていただきます。

まず、普通旅費の関係ですけれども、視察ですけれども、昨年度に関しましては、主に公立病院を中心に新病院を建設した事例を視察しております。

来年度に関しまして、具体的にどこを視察するかというのは今後検討させていただきますけれども、同じく先進事例ということで、新病院建設を行った公立病院を中心に選定をしていきたいというふうに考えております。

それから……。

○石原委員 決まったのであれば、場所を教えてください。

○河合新病院建設課長 予算要求上は、大阪方面で。

○石原委員 予算じゃなくて、やったところ。

○河合新病院建設課長 過去にやったところといいますと、昨年度に関しましては、小牧市民病院、それから、藤沢市民病院に視察しております。

今年度に関しましては、県内事例でありますけれども、浜松医療センターのほうに視察しております。

視察に関しましては、以上でよろしいでしょうか。

○石原委員 ありがとうございます。

○河合新病院建設課長 2点目の人材確保の予算取りの関係ですけれども、あと、病院の規模等の話も出ましたが、まず、新病院の規模ですけれども、現状の471床から21床減少した450床で予定をしております。病院の規模としましては、新病院、今とほぼ同じ規模ということで想定をさせていただいております。

これに関します人材確保の関係なんですが、予算的には、来年度の予算としましては、

働きやすい環境整備ということで、医師宿舎、あと、院内保育施設の老朽化が進んでおりますので、こちらの移転整備を病院本体に先立ちまして行うということで、その設計費のほうを予算計上させていただいてあります。

それ以外の人材確保の予算というのは、特に新病院建設に関しましては来年度予算ということでは計上はしておりません。

よろしいでしょうか。

それから、設計の関係なんですけれども、設計のほうは、済みません、予算書のほう、29ページのほうをごらんいただきますと、病院本体と、先ほど御説明しました医師宿舎、それから保育所、この3つを整備する形になります。それぞれ設計会社は別の設計ということで、それぞれ設計会社のほうは別々に選定していくという形になります。それに対する予算額ということで、設計予算に関しましては、期間を見ていただきますと単年度で終わらないものですから、債務負担ということで限度額という形で設定をさせていただいておりますけれども、病院本体につきましては6億900万円、宿舎に関しましては9,900万円、保育所に関しましては3,400万円の設計予算、単年度予算ではございませんけれども、年度当初は以上のような予算を、設定を、想定をいたしております。

以上です。

○寺田医事課長 ただいまの御質疑のうち、外国人の通訳の関係でございます。

今現在、当院におきまして3名の通訳者を雇用しております。ポルトガル語の通訳が1名、ポルトガル語とスペイン語の通訳が1名で、あとは、英語、タガログ語の通訳ができる人間が1名ということで、3名となっております。

給与につきましては、臨時職員としての雇用になっておりまして、賃金のところに計上をさせていただいております。

以上です。

○石原委員 ありがとうございます。

○松島委員 それでは、二、三、質疑させていただきます。

既に、もういろんな場面で説明をいただいているのかもしれないんですが、今回、きょう、改めて聞いて、数字的に大きく増減があるというふうに感じたところの資金的収入、資金的支出が、それぞれ41%、38%減ということなんで、ここは企業債の絡みも当然あると思うんですが、一番大きく3割以上、4割という増減があるということで、その内容に関してお聞きしたいのが1つ。

それから、2つ目、あと、細かいことなんですけど、63ページに保育所運営費というのがあります、4,281万1,000円。これが、何名ぐらいの保育士がいて、何人ぐらいの子どもさんを預かっているのかというところを教えてくださいたいと思います。

それから、3つ目が57ページの材料費のところの給食材料費の備蓄材料というのがあります。この備蓄の内容はどういうものなのかと。当然、職員さん、患者さんではあるとは思いますが、例えば近隣の住民との関係はどうなのかとか、防災部との連携をどのようにとって、どういう内容のものを。どういう内容といっても、ざっくりで結構です、のものを何日分とか何人分とかという形で備蓄されているのかなというところ、ちょっと気になりました。あそこに大きな施設があるということで、近隣住民としても市立病院に対する期待も大きいかと思っておりますので、その辺の備蓄の内容の考え方を

お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

- 鈴木企画経理課長 ただいま、4条の資本的収入と資本的支出の大幅な数字の変動があるということで概略を申し上げますと、まず、資本的収入のほう、企業債、こちらが7億6,700万円ほど減っております。これは、固定資産の購入、これに係る借入金が減ったということです。それで収入が減っております。

あとは、今度、資本的支出のほうですが、昨年、固定資産購入の病院システムで9億6,000万円、今年度。病院総合情報システムですね、この入れかえをいたしました。この先ほど言いました資本的収入が減った分、減るのは、来年その投資がないからで。資本的支出のほうも、こちら、減っているのは、その9億6,000万円ほどの総合情報システムの投資がなくなったということが主な増減の要因となっております。

以上です。

- 清水病院総務課長 保育所の件でございますけれども、職員、保育士のほうは、今現在11人おまして、あと、入所児の数ですけれども、一応定員が33人ということで設けておりますけど、現在31人在籍をしております。31です。

以上でございます。

- 村田用度施設課長 先ほどの給食材料のうちの備蓄の材料のことについての質疑でございます。

それについて、基本的にパン缶とかアルファ米とか、あるいはカロリーメイトとか、いわゆる保存食なるものを購入しているということになります。おおむね1人1日3食分と考えて、4日分ということでの備蓄でございます。

それから、防災組織というんですかね、本部との関係なんですけど、特に、食料の関係でというところは適時のそのときの対応となるかと思うんですけれども、平成28年、大井川農協のほうと地元の農家の方と、いわゆる食材というんですかね、そういうものを提供してもらおうということでの覚書協定というんですか、を締結しております。防災の訓練のときに近くの農家の方から、農協を通じるような形になるかと思うんですけれども、訓練の中で提供してもらおうということもしております。

以上でございます。

- 松島委員 ありがとうございます。大きな額の収入、支出の減額内容というのがあるものですから、それはちょっと気になったものですから、お聞きしました。

それで、保育所のほうの運営ということなんですが、定員33名に対して31名、職員11名ということで、これは、やはり確実にニーズがあったところに提案してやっているなというところで、助かるなとは思いますが。

もう一つは、備蓄のほうなんですが、対象となるのは職員さんと入院患者さんということでよろしいんですか。それとも、地域との関連はないということ。どうなんですかね。

- 村田用度施設課長 対象となるのは、患者さんの分と、それから、職員の分ということになります。

- 松島委員 ありがとうございます。その辺が、やはり公的な機関であるという病院というものを見た場合、地域の人も助けてもらえるんじゃないかというところの、それから、

耐震もきちんとした建物、高い建物ということで、地域といいますか大きな建物なんで、やはり皆さんの期待値があるのかなといったところで、そんなことまで期待されていてもなかなか困るので、病院は病院としての機能をきちんと果たしていただくというのも大事なことだと思う反面、地域の期待というのものもあるのかなというふうに思いまして、今後、検討していただきながら、防災部との連携というのは、きちんととっていただけたらなと思っています。病院は病院、防災部は防災部ではなくて、総合的な防災という観点に捉えた中では、連携していただくということが本当に大事になってくるんじゃないかなと思います。3.11があって、きのうのいろんな情報を見ていると、住民の一人一人の命というのを大切にすることで、住民の不安を解消するというのも大事なことだと思いますので、その辺は連携をうまくとりながらやっていただきたいなというふうに思いますので、お願いします。

以上です。

○内田委員 済みません、先ほど渋谷委員からも質疑がありましたけど、修学資金の貸し付けあたりのところ、関係を教えてほしいんですけど、66、67で医学生修学資金貸付金が支出のほうで計上されていて、その前ページ、64、65で貸付金の返還金があります。これは、基本的に条件を満たせば返還しなくていいレベルということでしょうか。まず、そこを教えてください。

○清水病院総務課長 貸付金の返還が免除にされるのが、貸し付けた期間、当院で働いていただくということが条件で貸し付けをしておりますので、ほとんどの方はこちらで就職をしていただいて、その期間勤めていただいて免除になるという形で、免除のほうは費用として3条予算のほうに計上させていただいております。

ちょっと残念なんですけれども、学校を途中でおやめになった方とか途中で退職された方については、免除できなかった部分だけは現金でお返しをいただくという形で、そちらのほうの返還金のほうが、これで言うと64ページの貸付金返還金の495万円ということで、こちらのほうは想定できませんので一応見込みで予算のほうは計上させていただいているところでございます。

以上です。

○内田委員 もう一個前のページの62、63にある看護学生修学資金返還免除費が計上されているというのは、この関係は、どういうことなんですかね。

○清水病院総務課長 こちらのほうが実際に勤めた形で、条件を満たして免除になる部分を、それが一応費用になりますので、それを費用として支出のほうに、3条予算のほうの収益的支出のほうに計上させていただいているという形でございます。

以上です。

○内田委員 もう一個だけ。別件ですが、58、59の支出の委託料の、トータルで10億6,900万円ですかね、幾つか、たくさん、それぞれ業務委託をされていると思うんですが、このいわゆる価格交渉的のところは各年度でやられているのでしょうか。基本的には業務委託は継続ものなんで、随意契約というんですか、継続して業者をお願いされているんじゃないかなと思うんですけど、内容も含めて各年度で評価して、金額ベースの価格交渉というのが、できるかできないかというのはあるかなと思うんですけど、そういったこともやられていてこの数字なのかというのを教えてください。

○村田用度施設課長 この中で、施設の管理のほうを先に申し上げます。

院内施設の運転管理業務委託料、それから、1つ飛んで院内警備業務委託料、それから、院内清掃業務委託料、こちらにつきましては、いわゆる入札で契約のほうをしております。長期継続契約ということで3年の契約ということで進めてきております。おおむね、今現在のものについては、平成29年から進めてきているところのもので、今年度あたりまでの分が契約期間ということになります。

あと、材料等配送業務委託料、これにつきましては、院外のSPD業務というもので業務を委託しております。年次、1年契約でございますけれども、これまでの業者の中で適切に業務を進めてきていただいているということで、随意契約で進めてきているものであります。

それから、給食用食器洗浄業務委託料、これにつきましても、先ほど申し上げた入札で業者選定をいたしております、やはり複数年での契約、長期継続契約で進めております。

それから、院内洗濯業務委託料、あるいは、病衣等洗濯業務委託料、こちらあたりについては、単年度での契約で見積もり合わせという形で進めております。

以上で、用度施設課関係の部分では以上でございます。

○寺田医事課長 ただいまの御質疑のうち、医事課が所管している部分が上から3つ目の医事業務委託料と、あと、中段やや下にあります電算機等保守点検業務委託、電算機等運用業務委託についてになりますが、上の医事業務委託料につきましてなんですが、これにつきましては、プロポーザルという形で実施をしております。この予算書の42ページにあります債務負担行為に関する調査のうち、下のところに医事業務委託ということの記載の中のものはこちらになります。今、現在、平成28年度から平成31年まで3カ年という形でプロポーザルをやったうちの1カ年の分の数字がこの2億9,954万6,000円という金額になっております。

電算機器の保守の関係ですが、病院総合情報システム、今年度、平成30年度で、更新をかけているところで、先ほど企画経理課長が申し上げたとおりの作業をやっておるわけなんですが、来年度から保守点検業務という形で電子カルテシステムから、放射線システム、検査システムと、いろんなシステムが電子カルテシステムにつながっております。それらに関する保守点検業務というのが、それぞれのベンダー、会社をお願いをしてやっているとござります。

当然、契約をするときにはその会社とはなりますけど、価格交渉させていただいて委託料を決定しているということになります。

以上です。

○石原委員 今、内田委員が指摘してくれたところだったんですけど、麻酔業務委託は、どこをお願いしているのでしょうか。その辺も価格交渉ができたらなというところも。結構値段のほうが結構ウエイトを占めていますので、その辺もちょっと気になる場所ですかね。でも、大事な部分なので、麻酔の部分は、専門的な。なので、一応その辺もお聞きしたいです。

あともう一点、先ほどの人材不足に関してなんですけど、EPAとか技能実習生のところに関しては、これからのアクションというのはお考えでしょうか、お願いします。



○深田委員長 麻酔業務委託料は。

○清水病院総務課長 ただいまの麻酔業務の委託の関係なんですけれども、こちらは、業務委託というふうになっておりますけれども、実際に麻酔科医が複数のドクターに、医師にお願いをしております、そのうち法人化している方と、そうでない方とありまして、法人化している医師のほうに麻酔業務を委託しているというのがこちらのほうに費用に計上されております。全体では二十数人の方に今年度も麻酔業務を委託しております、そのうちの法人として契約している、お願いしている部分が、この委託業務というふうになっております。こちらのほうは、手術の関係になります。今、委員もおっしゃるように専門的なことになりますので、それが手術のほうの担当する医師のほうを中心になって、それぞれしかるべき方をお願いをしているという形になっておりますので、実際、一般的な意味での、価格交渉とか、そういうのは、そういうことでは。

○石原委員 手をつけられないということですね。

○清水病院総務課長 そういうことはちょっと難しいという認識をしております。

○村田用度施設課長 先ほど、内田委員の御質疑で、少し補足をさせていただきたいと思っております。

済みません、用度施設課のほうで、例えば、一番最初の検査業務委託料、こちら、うちのほうで契約のほうをしております。検査先、いわゆる病院内で検査できないものを外部に委託しているということになるんですけれども、こちらについては、ある程度、やっぱり検査先が限られているというところで、2社、3社あたりでのところで見積もり合わせを取りながら進めているというものになります。

それから、済みません、医療機器等保守点検業務委託料ですけれども、基本的に機器に関してはやはりメーカーがあるものですから、ある程度、やはりメーカーを通じた、いわゆる業者というんですか、取り扱い業者に委託するということになるんですけれども、いわゆる委託する前に、できるだけ、やはり保守するものかどうか、要するに、直せば、修繕で行ければそれに対応するところ、そういうところの見きわめ等も事前に進めていくというところがございます。

それから、やはり高額なMRIとか、やはりそういう機器に関しては、やはり職員ができるという状況ではございませんが、やはり、そういうところのものについては、できるだけまとめて委託で対応してくださるような業者で、背景としては、やはり、そういう業者が複数のいわゆる病院を委託として持っていらっしゃるということであれば、やはり、そういう背景を力にして価格交渉をメーカーとしていただいて、それによっての契約額という形で、できるだけ経費の削減という形に努めております。

それから、済みません、下から2番目の地下水の利用料については、既に平成26年から債務負担行為を設定して、1立米ですと、おおよそ99円ぐらい、焼津市の水道料金からすると、多分111円何がしあたりだと思いますので、それよりも安価な金額で、委託料という形ですが、管理をしてというかありますので、含めてですけれども、その料金、それで病院として利用させてもらっているということがございます。

○清水病院総務課長 もう一点、済みません、EPAの件で御質疑いただいたんですけれども、済みません、私、勉強不足でEPAの詳細について余り承知していないところもあるんですけれども、基本的に職員、病院でございますので基本的に資格に基づいた職

員を当然採用するという形になるかと思うんですけれども、そうでない職種も当然ありますので、そういった方について、そういう実習ですか、技能実習ということが、そういうのを、そういった方を、そういった職種に取り入れていくというのは、今までそういう想定をしていないものですから、今後研究をしていくことが必要なのかなというふうには認識はしておりますけれども。

以上です。

- 石原委員 今なぜそういう話をしたかといいますと、やっぱり技能実習生がやっと法案通ってゲートが開きまして、やっと介護のほうも、ほかのベトナムから看護師が看護助手として来るんですよ、介護人として。そうすると、病院のほうも人材不足の担い手としても一役買えるのかなというところもありますし、あとは、浜松のほうの聖隷病院ではEPAを先駆的にやっていますので、EPAの制度を使った部分と、あと、これから、やっぱりダイバーシティ経営というか、特に、なぜ最初に外国人の通訳という話をしたかといいますと、焼津は特に静岡県の中でもトップクラスの外国人の方が多くなりますので、なので、新しく新病院を建てたときには、やっぱり、そういった色を、外国人にも優しいとか、やっぱりそういった部分も、もちろん市民も大事なんですけど、これから外国人と共存していく社会というのはもう必ず必須ですので、先ほど言った看護師不足に対しては、EPAかなり有効です。あとは、技能実習生もかなり有効です。その辺を、側面を、また、まだまだ予算の話なのであれなんですけど、それをまた盛り込んでいただければありがたいなと思います。

以上です。

- 太田副委員長 病院につきましては、危惧する点は、きのう一般質問でさせていただきましたので、1点、新病院の建設につきましては、いよいよ始まっていくんですけども、発注の仕方がどういう形でやっていくか。PFI方式だとかBTOだとかって、いろいろな形の発注の仕方があるんですけども、基本的にはどういう考え方をしているか、お聞きをしたいと思います。
- 河合新病院建設課長 新病院の発注方式の関係ですけれども、基本計画の中では、従来方式含めた形、先ほど、今、太田委員から言われましたPFIですとかDBO、あと、ECIという方式もあるんですが、それを含めて、今年度検証をしてきました。

そういった中で、やはり設計と施工を分離して、価格と品質の点から一番効果が高い方法を、方式を検討した結果、従来方式、設計と施工を別々にやる方式でという感じで決定させていただきました。こちらにつきましては、新病院本体もそうですが、医師宿舎、あと、保育所のほうも従来方式で進めていくという方針となっております。

以上です。

- 太田副委員長 病院は専門性がありますので何とも言えないんですけども、志広組の関係では、クリーンセンターは、設計、それから、施工、維持管理、全て含めた中での発注を行っています。ということは、それだけ広域の資金負担が非常に少なく済むという点があります。当然、延べ払いでやっていきますので、その辺のメリット、どうなっているんだという話をしたんですけども、先ほど維持管理のやつ、たくさんあるんですけども、そういうものも含めてやっていきますので、例えば10年なら10年の期間でこういう格好になりますというような話もしていますので、必ずしも従来方式がこれからの

いということではないんじゃないかなと思うんですが、その辺は、どうなんでしょうか。  
○河合新病院建設課長 建物の維持管理を含めた検討ということで、病院本体に関しましてはPFIを検討させていただきました。

ただ、PFIの場合ですと、やはりリスク想定といいますか、結構維持管理を含めると、建設から20年以上、場合によっては30年という長期間になるものですから、そのリスク想定がなかなか難しいということで、病院本体に関しましては、従来方式でやるという方法で検討をさせていただきました。

それで、医師宿舎に関しましては、委員からお話がありましたDBOというものを含めて検討したんですが、維持管理を設計段階、施工段階から入っていただいて、維持管理の将来的なメンテナンスも含めた形の費用も比較しながらやったんですか、想定の方がやはり少し難しいという部分がありますし、設計の段階から、いわゆる医師宿舎に関しまして、保育所もそうなんですが、特に特殊性のある建物ではないということの判断で、設計段階から特に維持管理業者が入らなくても、適正な設計、施工ができるということで、DBOというものは候補から外させていただきました。

維持管理の問題につきましては、今後、建物が実際にでき上がった中で、ただ、今、現在、問題が生じておりますので、包括的な民間委託等を含めまして、その宿舎、保育所も含めて、どういう形で外部のほうに委託していくかということにつきましては、設計施工の段階で研究させていただくということで進めたいというふうに考えております。以上です。

○太田副委員長 ぜひ、当初で予算を組んだ範囲内で収まってくればいいんだけど、大体最初、新病院、25億円ぐらいが今は300億円ぐらいの話に出ていますので、本当に病院の皆さんが一生懸命働いても赤字赤字ということと言われるというのは非常に辛い面もあるかと思います。そういう面で、できるだけ、そういう固定費は抑えるような形で、ぜひ病院の皆さん、頑張っている分だけは病院の皆さんにお返ししますよというぐらいの感覚でやっていかないと、これから従事する人がいなくなっちゃうんじゃないかなって、私、非常に危惧しています。

きのう言いましたように、箱だけつくっても単なる箱なんですよね。中身の人材がきちっとしていかないと病院経営できませんので、その辺をぜひ頭に置いて、ぴっかぴかの病院をつくるということでなくて、必要最低限、病院機能を発揮できればいいんだという形で、非常にスマートな形で病院をつくっていただければありがたいなと思いますので、ぜひとも、その辺も加味した中で。

私、一番危惧しているのは、例えば、設計屋さんが思い通りの自分のデザインで、国立競技場があったんだけど、思い通りのデザインでデザインどおりのやつをつくらうと思うと、業者がお金かかりますよって話になっちゃうんですね。デザインじゃなくて、やっぱり機能性を重視した建物、そういうものをやっぱり検討していただけるとありがたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○深田委員長 副委員長、交代してください。

まず、先ほどの委託料、58、59の委託料が、委託方法とその理由、背景、この17項目ぐらいあるんですけれども、委託方法とその理由と背景と金額の説明は、一覧表でぜひ

いただきたいと思います。これ、委員長からのお願いということによろしいですか。

それと、それは別です。

まず、30ページの第12条の医療機器を今回、手術支援ロボット機器から、重症系モニタリングシステム4つ購入するという事なので、この内容を、どういうものなのか説明をお願いしたいと思います。

それから、35ページに総括的に職員数の増減が書いてあるんですけども、一般職が703人で前年度より16人ふえるということなんですけど、これは医師とか看護師とかも含めた、技能職員も含めたものなのか、特に、もし医師が入っていましたら、何科にふえているのかということがわからないので教えていただきたいと思います。

それから、消費税の関係なんですけれども、10月から10%に上がるということで、p51のその他医業収入の子宮がん検診収入とか、56ページの材料費、この経費の材料費、そして、その下の経費、それから、58ページの賃借料と通信運搬費、そして、委託料、そして、62ページの雑損失、これが対象に、その中に入っているのか。それで入っていたら、それぞれ2%増額した金額になっているのか、それとも、それがさらに原材料から金額が高くなってきていると思いますので、仕入れの段階からまた金額が変わるんじゃないかというのを心配されますので、その分の分析をどのようにして金額として見込んで提案しているのか、お聞きしたいと思います。

それから、3つ目は、62と63の保育所運営費なんですけれども、これは、消費税率の改正に伴い、保育料の無料化に伴って、病院内の保育所も保育料が無料化になるのか、その無料化になったお金が、交付金がこの病院のほうにも含まれるのか。そして、給食費も、保育所の保育所給食費も書いてありますけれども、この給食費が、主食と副食費が保護者負担に今度なるということで、焼津市のほうはそれも無償化になるということも、360万円未満の年収の方は無償になるということですが、その分の負担を引いた金額なのか、それとも、どういう算定根拠なのかを教えていただきたいと思います。

それから、新病院に関して、66ページの、今回、1億8,600万円余が掲示されていて、皆さんからいろいろ御意見がございました。やはり、数年前から循環器の医師をふやしてほしいということが市民の方からも言われ、議員からも一般質問やその他いろんな箇所で循環器の医師をふやしてほしいという、そういう要望が上がっております。新病院の建設計画の中に、循環器の医師をふやすようなちゃんと計画になっているのか、それとも、それはまだされていないのか。そして、市民の皆さんに、この新病院の計画が、どのように、今、進んでいて、どういうスケジュールで、こういう内容で今考えていますよというような市民説明会というのは計画されているかどうか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○鈴木企画経理課長 まず、深田委員からお話しの費用対効果のことだと思った、材料費、いわゆる粗利益、単純に収入と費用、費用のほうがかさんでいるのか、そのあたりが、ちょっと不明な点があるというお話……。

○深田委員長 材料費と経費の中に消費税を10%になったときの金額として、それをプラスして計上してあるかどうかということ。

○鈴木企画経理課長 10月1日からの試算で計上して見込んだ予算となっております。

○太田病院事業管理者 まず、ロボット手術はどういうものかというお話なんですけれど

も、これは、従来人間の手で行っておりました腹腔鏡手術、鏡視下手術という内視鏡を見ながらする手術のことですが、これは従来3人の医師が内視鏡を操作して手術を行うというものでしたが、これをほぼ1人の医師がそれをやってしまうというものです。それから、ロボットの関節を使うものですから、人間の手では動かない方向までぐっとそれを動かすことができる。それから、内視鏡を使うものですから、普通、上から見たら見えない場所を回り込んで見るとか、そういった非常に大きなメリットがあります。

ただ、困ったことに非常に高額なものでして、今、この近隣で言いますと、西から中東遠医療センター、それから、島田市民、それから、静岡市内には2カ所のみ、県立総合病院と静岡市立病院、それから、あと、東部はがんセンターのみ、非常に少ない導入件数であるということです。

ただ、これは、今後、医学の主流になってくると思われまして、従来は主に泌尿器科で使っていたんですが、今後、外科、それから、婦人科、いろんな科で使われることが、今、保険が通ったということでやっております。

これは、機械を購入することで、人材確保が唯一、最大の目的になります。残念ながら、収益性はそれほど大きなものではありませんので、これで大きく収益が伸びるといったものではありませんが、人材確保に向けてやっているということです。

それから、あと、循環器の医師、それに向けて、新病院の予算とか設備だとかはどうなっているんだということですが、活動は現在、浜松とか東京とか、いろんなところで行っておりますが、出すという確約はまだもらっていません。したがって、確約をもらっていないのに予算化して建物をつくるというようなことは、これは通常行わないことでして、もしそれが実現できた暁には、直ちに補正予算を組むなり、あるいは、病院の改築を行うなりしてそれに対応していくと、そういうつもりでおります。

以上です。

- 三原診療技術部長 医療機器の2番目の生化学・免疫検査分析装置のことについて説明させていただきたいと思います。

通常、病院に来て採血した場合、その中で検査する大変ポピュラーな検査で、その中には、肝機能とか腎臓とか、ああいうものを検査する、測定する機械です。当院ですと、大体1日に300とかぐらいの検査項目がありますので、それを十数項目やるということになると、スペックも必要ですし、処理速度も速くなきゃいけないので、そういう意味で、ちょっと高額になりますが、ここで上げさせていただいたということ。

今の使っている機械が、もう部品が供給できなくて、もし壊れたら、もう検査できない。大変大きな機械なものですから、それを設置するには結構時間がかかるので、ここで上げさせていただきました。

- 村田用度施設課長 その2つの機器の購入なんですけれども、今、申し上げた生化学検査からナビゲーションのシステム、それから、重症系のモニタリングシステム、これはもう既にもとよりあるもので、今、申し上げたように保守がもうきかなくなっている状況にあるとか、ものによっては、ナビゲーションシステムが壊れている状況があったりとか、要するに、更新をしなくてはいけないという状況がございます。モニタリングシステムも同様でございます。今回のこの重症系は、特に循環器系とか心臓血管系の患者さん抱えるものの機器ということで非常に重要なものであるということで、上か

ら2つ目、3つ目、4つ目までは更新をする必要のあるものということで上げさせていただきます。

- 清水病院総務課長 職員数の関係ですけれども、ここの今、予算書の35ページですと693人が709になるということで、16人一応ふえる形になっていますけれども、この時点では、あくまでも予算の計上としての一応人数になっているんですけれども、先ほどもお話ししましたが、職員の出入りが結構かなり頻繁にあるものですから、今、現状の見込みですと20人程度ふえる予定になっておまして、そのうち医師が1名増で、看護師が15人ほど、あと、事務職関係が4人ほどふえるという形で、今、予定はしておるところでございます。

あと、保育所の件ですね。一応院内保育所、いわゆる認可外の保育所で事業所内の保育になっていますけれども、私の認識ですと、基本的に認可外の保育所で無償化の対象になるのが、いわゆる3歳児以上の、普通ですと幼稚園に入る年齢より上の方だというふうに認識をしているんですけれども、実際、今、院内保育所で保育しているのは、いわゆる2歳児までの方だけで、だもんですから、今の認識ですと、対象にならないというふうに認識をしているものですから、こちらの予算のほうは、通常、一応保育料とか給食料を徴収して、一応規定で決まっておりますので、それを毎年度の実績を踏まえて予算化をしているという形になっています。

以上です。

- 河合新病院建設課長 私の方から、新病院建設に関しての市民への周知の件で説明させていただきます。

これまで、広報やいづ、あと、病院ホームページを通じて周知を行ってききましたので、今後、こういった媒体を通じて周知のほうを行っていききたいというふうに考えております。

委員の御指摘のありました市民説明会の開催ですけれども、平成29年度に病院シンポジウムの中で新病院建設の御説明をさせていただいた実績がございますので、今後は、そういったシンポジウムの場を活用しながら、市民への周知というものを図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

- 深田委員長 まず、消費税にかかわる、ふえている金額が、総額がわかりましたら後でまた教えてください。

それから、医療機器の説明を、管理者初め、担当者、御説明いただき、ありがとうございます。これは、大変高額だというお話がございましたが、それぞれ、30ページの1、2、3、4、幾らになるのか、ほかのところに書いてありましたら、私、気がつかなかったものですから。ここ、何ページ。それぞれの機器の金額をお聞きしたいと思います。

それから、医師が1名、看護師が15名、事務職が4名ふえるということですので、医師というのは、どこの科の医師がふえるのか、そこを確認したいと思います。

それから、院内保育所の関係なんですけれども、ゼロ歳から2歳児は保育料無償化の対象にならないのではないかと今、御回答がありましたけれども、一応、収入360万円未満は無償化の対象になるんですが、看護師さんとかは、収入の面で対象にならないということで受けとめてよろしいのか、確認したいと思います。

あと、新病院の建設の市民への説明に関しては、ホームページ等をやって、今後シンポジウムでも説明、周知を図っていききたいという説明がございました。特に、年配の方はホームページを見ない方もいらっしゃると思いますので、やはり、紙媒体でそういうときは必要になります。できれば、回覧板で回していただくとか、やはりいろんな市民の方に、市民の方から、病院が何か新しく建てかえるんだってねって、どうなのって、どうなるのと一言で言われても、私も一言では回答できないものですから、やはり、そういうわかりやすく市民に返せるような方法を考えていただきたいと思います。

以上です。

- 太田病院事業管理者 医師の出入り、どこがふえるかという話ですが、実は、例年この時期になりますと医師の出入りが約三十数名おります。非常に煩雑になりますので、また後日、一覧表をお届けしたいと思います。

それで、大きなところでは、今までなかった血液科が今度新たに着任します。これは、静岡市出身のベテランの医師なんですが、焼津市内のある方の御紹介によって、ぜひ焼津で働きたいということで来てくれて、非常にありがたいことです。今、話題の白血病だとか、ああいったものがかなりの部分が焼津市内でできる。今まで、大多数を静岡のほうに送っていました。もちろん、院内でもやっていましたが。

それから、あと、目立ったところでは、外科はもともとあるわけなんですけど、胸部外科が浜松医大から初めて出してくれることになりました。これは、肺がんだとかそういった治療をするところなんですけど、これは正直申しまして非常に人手が足りない分野でして、これを確保できるとは実は私も思っていなかったんですけども、ロボットをこの焼津で入れるものだから、ぜひ人が欲しいということで声をかけてみたところ、2つ返事で、じゃ、出しましょうと。ですから、後ほどお話しします数億円レベルになる非常に高い医療機器ですが、こういったものも医師の確保に役に立っているということで御承知ください。

また、非常に大勢の医師に出入りにつきましては、後ほど委員会のほうにお届けいたします。

- 鈴木企画経理課長 先ほど、消費税の8%から10%になった場合にどれだけの影響が出るかということで御質疑ございました。

昨年の決算ベースで給与費や原価償却費など消費税の対象とならない費用は差し引いてシミュレーションをしましたところ、年間で約1億円、ですので、10月1日からですので、半年間でおおむね5,100万円の支出増と試算しております。

以上です。

- 村田用度施設課長 済みません、先ほどの高額医療機器の内訳なんですけれども、予算に上げさせていただいている重要な資産の取得に関しては、基本、予定価格が2,000万円以上のものということで上げさせていただいているものですから、細かな内訳については御了承いただきたいんですけども。手術支援ロボット費につきましては3億円以上です。以上で、済みません、申し上げさせていただきます。

それから、生化学免疫検査分析装置、こちらについては1億円以上、それから、脳神経外科手術用ナビゲーション、これについては3,000万円以上、それから、重症系CCUモニタリングシステムについては2,500万円以上ということで御了解いただきたいと

思います。

○清水病院総務課長 さっきの保育料の件なんですけれども、一応、対象となる者はいないのかなというふうに想定はしていますけれども、ただ今、済みません、今回の無償化の関係ですよね、関係のほうについては、いろいろ制度について市のほうの担当課のほうからいろいろ情報を聞いて、今、調整というか、その辺はしているところだもんですから、向こうからまたいろいろな情報をもらって適切に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○河合新病院建設課長 御指摘いただきました周知の関係ですけれども、高齢者の方を含めまして、わかりやすい方法を今後検討していきたいというふうに考えております。

○深田委員長 今、皆さんからいろいろ御回答ありがとうございます。やはり、消費税増税の影響が、5,100万円も余分に払わなきゃいけないということは大変な負担です。

一方で、手術、患者さんに必要な手術支援ロボット、3億円以上ということで、高額ですけれども必要なことはやはりお金を出していかなきゃならないなというのを感じました。

それで、循環器の医師も先ほど管理者から、浜松に依頼していて、まだ確約をもらっていない段階だということですが、また、そういう時期が来ましたら御報告をぜひしていただければと思います。

以上です、ありがとうございます。

○太田副委員長 では、委員長を交代します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第11号「平成31年度焼津市病院事業会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第53号「焼津市総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

交代。

○太田副委員長 委員長。

○深田委員長 この文書料とか面談料というのは、直接消費税が上がっても変わるものではないのかなというふうに素人は思ってしまうんですが、その辺のものを合わせて上げた理由というのがあるんでしょうか。

それから、先ほど5,100万円全体として2%分が上がるということですが、これが含まれているのかいないのか、今回の税条例の改正の中。含まれていなかったら、確か、これ、三千何百万円って本会議のときにお聞きしたと思うんですけど、それをもう一度、総額では幾らになるのか確認したいと思います。

○寺田医事課長 ただいまの質疑のうち、診断書とか面談料とかということで、実際、こ



の金額は文書料プラス消費税ということになっております。ですので、例えばのお話をさせていただきますと、参考資料99ページの一番上の死亡診断書1通3,240円、今が3,240円という金額ですが、3,000円の文書料に240円の8%の消費税ということで、3,240円となっております。

改正後は、3,000円に消費税10%になりますので300円ということで、3,300円という金額となっております。

面談料につきましても、次の考え方は一緒となっております、もとの金額に消費税がかかって金額となっておりますので、その分の上乗せをさせていただくというような形で考えております。よろしく申し上げます。

○鈴木企画経理課長 先ほどの半年で5,100万円という数字につきましては、企画経理課として、各費用の勘定科目を、それを平成29年度の決算の数値としてシミュレーションしたものでございます。その結果が、平成29年度の決算、1年間でシミュレーションしますと1億200万円、ただし、消費税の導入は10月1日からの半年間ですので、これもざっくりな形になりますけど、その半額ということで5,100万円ということで申し上げました。

以上です。

○増田事務部長 今回、議案質疑でいただいた内容での消費税、今回の条例改正に係る増額分につきましては158万1,000円ということで答弁をさせていただきたいと思えます。

それから、文書料などについて、消費税法で、課税取引だと、非課税取引には当たらないということだもんですから、役務の提供で課税対象となるということから、これらについても消費税の増率といえますか、に伴う改正をいたしたいというものでございます。

○深田委員長 わかりました。

それで、5,100万円のうち、今、課長がおっしゃった158万円が5,100万円の中に含まれているか、含まれているということで、よろしいですか。

○増田事務部長 先ほど企画経理課長が申し上げましたのは、支出のほうの負担増の話でございまして、158万1,000円は収入のほうのということで、それぞれ別のものとなっております。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第53号「焼津市総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で市立病院所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

閉会 (11:03)

開会 (12:02)

○深田委員長 会議を再開する。

環境部所管の議案の審査に入る。

議第2号「平成31年度焼津市し尿処理事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 岡田委員 参考に教えてください。現在、くみ取りを行っている世帯、市内で何世帯で、平均、くみ取り料って幾らになりますか。
- 嘉茂廃棄物対策課長 平成29年度の実績でございますけれども、し尿のくみ取りの件数、これ仮設トイレも含まれてしまうものですから、件数で申しわけございません、6,702件で2,742万9,000円ほどでございます。後ほど平均額を出します。

それから、浄化槽につきましては、1万5,131件清掃いたしまして3億8,139万2,955円というような実績になっております。単純にそちらのほうを割るような形で、し尿くみ取りのほうは、先ほど申しましたように仮設トイレが入ってしまうものですから、平均すると実際にはそのところが変わってきちゃうのかなと思いますが、浄化槽の清掃につきましては、大変、5人槽が非常に多いということで御理解をいただければと思います。

済みません、し尿の平均単価になりますが、1件あたり4,090円ぐらいになります。浄化槽の清掃につきましては、1件当たり2万5,200円ということになります。

以上でございます。

- 岡田委員 浄化槽は、大体1年に1回でいいですね。
  - 嘉茂廃棄物対策課長 浄化槽の法的には1年に1回ということではありますが、実際に、うちのほうも提携業者さんのほうから依頼が来るような形でやっておりますので、その方は、実質、それじゃ1年に1回かというと、1年に比べて2年近くになっているケースもございます。
- 以上でございます。
- 岡田委員 将来的に下水道料金だとかそういったものと比較しながら考えたいものだから、参考に聞かせてもらったんですけど、そうすると、残りの5,000円ぐらいが、もう、いわゆるバキュームで吸い上げている、合併浄化槽か浄化槽にしてほしいような、さきということだよ。
  - 嘉茂廃棄物対策課長 済みません、ちょっとわかりにくいんですが、し尿会計のところ、旧大井川地区につきましては浄化槽については、旧大井川町のほうで許可業者のほうをお願いをしていた経過がございます。合併いたしましても、旧大井川地区につきましては、浄化槽の清掃につきましては、許可業者のほうが行って大井川環境管理センターのほう、処理施設のほうに運んでおりますので、この件数にはその分が入っていないという御理解をいただければと思います。

以上でございます。

- 深田委員長 副委員長、確認させてください。

旧大井川と旧焼津とくみ取りの仕方がちょっと違うので、旧焼津市のほうが直営でやっているということで、し尿処理職員が15人で臨時の方が16人ということで、正規の人と臨時の人と2人で車に乗って作業をされているのか、臨時だけになるということはない

いように、そういう配慮がされているのかということを確認したいのと、あと、し尿処理会計の中の特別会計の中の消費税に占める割合、金額、使用料とか備品購入費、委託料、それまたわかりましたら教えてください、合計で。今、わからなかったら後でいいです。

- 嘉茂廃棄物対策課長 職員の関係でございます。職員数、実際に正規職員がし尿のほうの清掃を行っているのは、先ほどおっしゃったように、委員がおっしゃったように、正規職員が15名、臨時のほうは、今現状12名で行っています。27名で実施をしております。基本的には、職員と臨時職員で配置、2名1車、くみ取り等、清掃を行っているものがございますが、ただ、ケースによっては臨時同士で行くケースというのはあるということとは御理解いただきたいなど。

以上でございます。

- 深田委員長 正職員が退職すると補充しないで臨時がふえていくもんですから、どんどん臨時さんがふえていくと、そういうケースも出てくるんじゃないかということが心配されておりました。

何かの事故があったりしたときに、臨時さんが2人乗っているときのやはり責任問題が関係してきますので、やはり、1人は必ず正規職員が乗れるような配置基準というのは、しっかりやっていただきたいなと思います。

以上です。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

- ◇採決の結果、議第2号「平成31年度焼津市し尿処理事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 議第12号「平成31年度焼津市公共下水道事業会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

当局の説明は終わりましたが、先ほど太田副委員長からの下水道の普及率と、本来、下水道区域に入っているけれども、条例改正の考え方について、答弁よろしいですか。お願いします。

- 曾根下水道課長 もうそのまま答える形。

まず、下水道の普及率につきましては、普及率は行政区域人口と処理区域の人口の比率でありますけれども、22.4%が平成29年度末現在の状態であります。22.4%であります。

それから、未整備区域の絡みですかね、事業計画区域につきましては、条例では定められておりません。条例で定められた供用の開始された整備済みの区域のみを条例でうたっております。

条例につきましては以上でよろしいでしょうか。

- 太田副委員長 いいですよ、整備区域は。

- 深田委員長 再質疑はありますかということ、今の答弁に対して。

○太田副委員長 じゃ、1点だけ。

それでは、市長の答弁にありましたように、これから下水道普及については減速するというのか、対象区域が減ってくるという捉え方ですか。

○曾根下水道課長 今現在計画しております区域そのものについての変更手続というものをこれから行っていく形になっていくかと思えます。事業計画区域の変更の手続というものをしていく形になっていくと思えます。まだ、方針について、未整備区域の方針については決まったばかりですので、これからの作業となっていくと思います。その中では、県との調整であるとかといったものが伴っていくと思えます。

あと、未整備区域という形ではなっておりますけれども、2級河川の黒石川以南の125ヘクタールほどありましたが、その未整備区域における生活排水処理の方式を定めた段階でありまして、現時点では新たな事業計画区域についてというほどについては検討はされておられません。

以上です。

○太田副委員長 はっきりわからない気が。

○深田委員長 意味がよくわからないというか。また、詳しく後で聞いてください。

○太田副委員長 お聞きに行きます。

○岡田委員 それじゃ、先ほど言いかけちゃった話もありますので、要は、未整備のところは私も今後の問題として一遍質疑したこともありますしあれなんですけど、現状の下水道の整備区域の中で、まだ未開通、これがかなり目立っております。この間、私ども地域、焼津区域の中でも合併浄化槽すら設置していないお宅もあるやに聞いております。その辺の対応について今後どのように考えておられるのかお聞きしたいのと、それから、汐入の下水処理場の3年ぐらい前だったかな、事業計画で我々見学に行ったような覚えがありますね。その後の計画としては、順調に、今、行っているんでしょうか。

○曾根下水道課長 普及されている下水道の区域の中の人口としましては、約3万1,000人ほどの世帯を対象として、面積的には約550ヘクタールほどが供用が開始している区域になっております。その中でまだ未接続の部分というのが、おおむね1割ほどございます。

今後の対応についてということですが、今までも接続についてのお願いという形で、訪問であるとか文書であるとかという形で接続の依頼をしているところであります。今後も引き続きできるだけ早期につないでいただくようお願いをしていくところであります。

以上です。

あと、汐入処理場ですね、第1期は平成27年度まででやっております、事業全体は順調に進んでいるところですが、平成29年度に事業の第2期の計画のほうをしております、水処理棟、それから、ブロー棟の更新、それから、耐震化であるとか長寿命化を図っているところであります。

以上です。

○岡田委員 ありがとうございます。

ただ、下水道のほうですが、今後やっぱり、あの地域も住宅を建てかえるうちが結構多いかという感じもしますんで、そのときは、ぜひやらせてください。そうしな

いと、やっぱり匂いがすごいですよね、周りが。そんな面でもよろしくお願いいたしますと思います。

○深田委員長 じゃ、副委員長。

先ほど、収益的収入及び支出のところで消費税を除き250万円の純利益となるということの説明がありましたので、会計全体では消費税引き上げ分の合計額をまた後ほどお願いしたいと思います。

以上です。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第12号「平成31年度焼津市公共下水道事業会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第13号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第8号)案」中、環境部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第13号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第8号)案」中、環境部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第14号「平成30年度焼津市し尿処理事業特別会計補正予算(第3号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第14号「平成30年度焼津市し尿処理事業特別会計補正予算(第3号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第17号「平成30年度焼津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○岡田委員 これ、繰越明許になった理由で入札不調ということなんだけれども、もともとあの事業団以外に契約するところないよね。にもかかわらず入札不調になった原因というのは何なのでしょう。

○曾根下水道課長 下水道事業団は、全体の工事発注、設計であるとか技術的な指導等を、あと、研修ですね、行為を行いまして、実際の工事行為そのものは公募で入札を行いまして、いわゆる企業が応札に応じて確定したところで工事契約を中でしていただいて、全体のコントロールを事業団のほうでしていただいているような状態になります。ですので、どちらかという市で行う入札と同じ形をとっておりまして、残念ながら不調に終わってしまいましたので、時期をどうしても、時間が、契約行為に至るまでの期間が相当かかってしまったというのが経過でございます。

以上です。

○岡田委員 やむを得ないですね。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第17号「平成30年度焼津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第35号「焼津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

確認を。済みません、副委員長。

消費税の引き上げ分の使用料の合計を、この間、質疑でお聞きしたと思うんですけども、確認をさせてください。普通料金と特別料金、合計。

○嘉茂廃棄物対策課長 この35号の条例改正に伴って増額見込み額については、約380万円になります。

以上でございます。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第35号「焼津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第46号「焼津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

同じように、消費税率引き上げ分の合計額を教えてください。

○曾根下水道課長 使用料の増収見込み額は、約356万円となっております。

以上です。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第46号「焼津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第47号「焼津市下水処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

消費税率引き上げ分の合計額を教えてください。

○嘉茂廃棄物対策課長 この47号の消費税率増加の見込み額につきましては、約21万円を見込んでおります。

以上でございます。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第47号「焼津市下水処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で環境部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

閉会(13:14)

開会(14:28)

○深田委員長 会議を再開する。

防災部所管の議案の審査に入る。

議第13号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第8号)案」中、防災部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第13号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第8号)案」中、防災部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第54号「焼津市消防団条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○岡田委員 基本的に機能別団員ということで、基本団員を務めた者で、今は団員でない

人間で、その年齢の中の者ということなんだけど、要は、仕事が忙しくて正規の団員はやってられないけど、前にやったことあるよと、こういう人間を招致していいということですよ。わかりました。

○渋谷委員 これ、予定では何人ぐらいの人が入りそうなんですか。

○深田委員長 見込み。

○川村地域防災課長 定員は一応60名を限度としまして、今現在、募集をしておりますが、現在のところ20名程度は入りたいという方がいまして、今、順次準備をしているところでございます。

○深田委員長 ちょっと関連して。副委員長、いい。

○太田副委員長 委員長。

○深田委員長 今、機能別団員が60名で、20名ほど募集というか、対応ができていますよという人がわかると。市内の各消防団で、全部で幾つあるんでしょう。二十幾つある。

○内山防災部長 18分団。

○深田委員長 その18分団に何人ずつという、そういう見通しを持って、この60名を決めたのか。それで、今、20人は一応各分団に1人は機能別団員として配置されるのかどうか。偏っていないかなという心配もあるんですけど。

○川村地域防災課長 今現在、理想は全部にそれぞれそういった方がついてくれるのが理想なんですけど、一応、活動としては、各分団のところで火災があった場合は、4つの方面隊で動いているものですから、その火災のときにはそちらに向かうと。自分の所属している団じゃなくて、方面隊4つがあるものですから、そちらのほうの活動をしています。各方面隊で15名ずつぐらい、4つの方面隊で15名ずつぐらいが理想だというふうに思っています。60名というのは、今現在、定数の条例と現団員の数の、要は差ですね、差が約60名ぐらいあって、マックスで528名なんですけど、現団員が四百数名となっているものから、そこを埋めたいということで、その分を定数としております。

以上です。

○深田委員長 その20名は、大体年齢が高い方なんでしょうかね。若い人が自営業者とかやっていて、若いときやって、中年になったらできるよと、そういう人じゃないような気がするんですけども、そういうときに、年齢が高い人が消火活動をやって、何かあったときの補償というか、そういうところは心配になりますけど、大丈夫でしょうか。

○川村地域防災課長 消火活動をするわけではないものから、ある程度、交通整理ですとか、そういった部分を主にやっていただく。実際に消火するとなると、消防団員もそんなにはやりませんので、ある程度の自分の今までの知識を持って、機械の運転ですとか、そういった部分の補助的な立場で出ていただければというふうに思っております。

以上です。

○深田委員長 年齢は。

○川村地域防災課長 年齢は、今の20名につきましては50代が多いそうです。

○内山防災部長 基本的に、若くてやる気のある方については、ぜひ基本団員のほうで参加していただいと考えております。消防団OBの機能別というのは、例えば分団長とかをやられて、まだまだ気力も体力もあるんだけど、後進に道を譲るために、ある程度経験を積むと世代交代でやめるという方がいらっしゃるんですけど、そういう方はまだ



まだお手伝いできることがあれば手伝いたいよという意欲のある方がたくさんおられて、このOBの方を機能別にするというよりも、消防団のほうからこういうことをやりたいよという御提案がありまして、採用した制度でございます。

○深田委員長 了解。

○太田副委員長 では、委員長を交代します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第54号「焼津市消防団条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で防災部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

閉会 (14 : 42)

開会 (15 : 39)

○深田委員長 会議を再開する。

市民部所管の議案の審査に入る。

議第4号「平成31年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」中、市民部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○太田副委員長 委員長、かわります。

○深田委員長 それでは、今回は被保険者数がふえて納付金も上がっているということなので……。

○岡村市民部長 被保険者数は減っている。

○深田委員長 被保険者が減って、しかし、医療保険は上がっているということですね。そこで、まず、被保険者数、人数をお聞きします。それと、一般被保険者の収納率は何%に見込んだか。

ちょっとたくさんありますよ。1人当たりの保険税額、それから1世帯当たりの保険税額、それから、今度は1人当たりの所得額、1世帯当たりの所得額、244ページのほうに滞納整理の関係がありますけれども、現在の直近でいいんですが、滞納世帯数はどうなのか。それは、この滞納世帯は所得別、所得段階別に見て、所得200万円以下がよく8割ぐらい多いと、8割を占めるというのは今まで言われていましたけど、その動向は変わらないのか。それから、短期被保険者数、資格証明書の発行数、それから247ページの下の方に医療費通知事業費818万4,000円ありますけれども、この説明のところ医療機関からの不正請求をチェックしてもらうこともできると書いてあるということは、そういうことがあったのか、今までに何回か。それと、回数としては、現在、今、年に何回発行しているのか。前年度よりも200万円ほど、ちょっと少ないですけども、回数を減らしたのかな、対象者が減ったのかな、どちらかだと思うんですが。

もう一度、244ページの納付金が上がった理由を細かく、金額的に分けてお伺いしたいと思います。

○橋ヶ谷保険年金課長 まず1点目ですけれども、まず、被保険者数の見込みでございませぬけれども、平成31年度予算で見込んでおります被保険者数は3万184人です。参考までに本年度の当初予算で見込んでいたのは3万1,993人でありますので、1,800人程度減るだろうというところで見込みました。

続きまして、2番目の収納率でよろしいですか、収納率につきましては、前年を含めて、過去の数字の平均をとらせていただいて、おおむね92%程度で見込んで、92%です。この額と平成29年度が92.01%でしたので、それ以外はちょっと……。

○深田委員長 一般被保険者の収納率。

○橋ヶ谷保険年金課長 一般だけですと91.89、おおむね92%程度になろうかと思えます。

続きまして、あとは、1世帯当たりの保険税と1人当たりの保険税額と……。済みません、当初予算を見込むときに、保険税収入もおおむねどの程度の推移かという伸びみたいなのを参考にさせていただいて見込んでおります。ですから、簡単にいうと、1人当たり幾らということじゃなくて、全体総額として予算措置をしております。今年度、途中ですので、まだ閉まっていないので、1人当たりどうこうとなりますけれども、もし平成29年度であればお答えはできるんですけれども、それでもよろしいですか。

まず、平成29年度における1人当たりの保険税額については9万6,541円です。続きまして、1世帯当たりの保険税額につきましては15万6,506円です、1世帯あたり。

○深田委員長 その場合、1人当たりは9万6,541円。

○橋ヶ谷保険年金課長 その前が、1人当たりは9万6,541円です。

○深田委員長 それに対して何%上がったかのあれですか。

○橋ヶ谷保険年金課長 1人当たり幾らということで、掛ける人数ということでは、ちょっと予算は出していなくて、総額としてどれぐらい伸びるかというところで、予算のほうは出しています。

続きまして、1人当たりの所得額については69万1,814円で、1世帯当たり所得額につきましては111万9,089円。参考までに、定例会等でも答弁させていただいておりますけれども、保険税額につきましては、県内で見ると決して高くないというか、下のほうから12番程度になっております。そこはあくまで参考でございませぬけれども。

あと、私のほうで、ちょっと飛びますけれども、短期と資格証の関係ですけれども、そこについては平成30年度につきましては、資格者証が15件。済みません、15世帯です。短期証の発行枚数ですけれども、こちら、平成30年度、1,311世帯です。枚数でいきますと資格証が16枚、短期証が枚数的には2,320枚となっております。

続きまして、医療費通知のほうですけど、まず回数です。回数は年6回です。おおむね偶数月を予定しております。その次に、1つ、医療費通知の趣旨として、これだけ医療費がかかっているよというところのお知らせと、あと、もう一つ、御意見がありましたけれども、確認をさせていただいて、不正というか、簡単にいうと、実際に病院にかかっているにもかかわらずその通知に載っているということは、こちらの国保サイドとすれば、その病院から請求があったわけですから。それに対して払っているものですから、そのチェックをお願いしたいと。若干金額が少し違うとか、そういったケースはあり

ます。あとは、かかっているのに載っていないというところは、済みません、私、2年目なんですけれども、そこは具体的に……。そこについては、私、2年目なんですけれども、かかっているのに載っているよというところはちょっと聞いておりませんが、過去にそういうのがあったかどうかは、済みません、ちょっとそこまでは確認できておりません。

あと、事業費納付金のほうですけれども、医療費総額が減っているにもかかわらず納付金がふえているという御指摘でございますけれども、そこにつきましては、予算書のほうにいわゆる医療費分と後期高齢者分と介護分ということで区分けがされていて、前年度対比が書いてあるんですけれども、そこでそれぞれの区分ごとに、前年と比べて若干の増加はあるんですけれども、一番著しくというか、目立っているところが、75歳以上のいわゆる後期高齢者の方への現役世代としての支援分というのがあります。もちろん、私、職員全部、共済組合なんですけれども、共済組合の職員ももちろん後期のほうに支払いをしています。あと、お勤めされている方は社会保険、そこから支援しています。そういった中で、どうしても先ほど説明させていただきましたけれども、後期高齢のほうに人数がかなりふえています。一方、1人当たりの保険医療費もふえていますので、どうしても要件的にはそこへの負担がかかってしまうということで、今回、前年と比べて3,000万円程度ふえています。そういったところが予算書で見るとれるところの一番大きいところでございます。

あと、定例会答のほうでもあったかと思えますけれども、ちょっと専門的な話になっちゃうんですけれども、ことしから新国保制度がスタートしまして、県が保険者にかかわって、予算を県が取りまとめをするんですけれども、そういった中で、いわゆる新制度になって、各市町の国保財政が急に悪化して、保険税が上がらないよということ、1つとすれば、国とか県から激減緩和措置ということで公費が投入されています。静岡県のほうも本年度、たしか17億円、18億円ぐらい、全体では激減緩和措置で使っています。そういったところも納付金がふえた状況とすれば、焼津市のほう、昨年と比べると、激減緩和措置ということでもらえた金額が1,500万円程度減っています。予算書にはちょっと出ていないんですけれども、そういったところの部分がやっぱり影響して、医療費総額が減ったとしても、そういったところの負担とか補助がちょっと薄くなったということから、前年と比べて余り変わらないというか、減らないよというところが大きな要因となっております。

○深田委員長 今、いろいろお聞きしました。今年度、5%も被保険者が減ってしまったと、今までこういうこと、あったでしょうか。私、余り聞いたことがないんですけど、ちょっと加入者の減が大きいように感じます。その辺をどう、その分後期高齢のほうに異動しているからということなんですけれども、ほかの自営業者の人が入ってこない、自営業者のなり手がいないから、そこが減っているから、国保にも入らないという人もふえているんじゃないかというふうには推察されるんですね。それで、まとめて言いますね、その辺のことをどう思っているかということ。

それから、一般被保険者の収納率を92%に設定しましたということなんですけど、ことし5%も減って、被保険者が減っている中で、ぎりぎりですよ。保険者努力支援制度では、91%より収納率が上がると、その分努力していますよということで、少し御褒

美がもらえるんですかね、上乘せされるということだと思っんですけど、この92%というのはぎりぎりのラインだと思っんですけど、ちょっと心配になります、今回の特に被保険者が減っている中での92%。そこで、総力として何%の伸びを見込んでいらっしゃるのか。

それと、保険税は県内で12番目、下から数えて12番目で別に高くないよということなんですけど、じゃ、均等割は県内で何番目ですか。

それと、先ほど滞納世帯、短期被保険者証と資格証の世帯数と枚数はわかりましたが、滞納世帯というのはお答えいただけていなかったと思いますので、お願いします。

それと、医療通知事業費、年6回で、今まで不正支給があったかどうかはわからないという御回答なんですけれども、たしか伊東市では年6回も出してないんですよ、2回か3回。明らかに不正請求が市民の加入者の方が通知を見て、あったよ、だからやっぱりこれは年6回も出さなきゃならないんだという、やっぱりそういう事例がないと、年6回もここで818万4,000円も支出していいのかという、私は疑問に思っんです。領収証を持っていたりとか、週に1回、毎週のようにかかっているという方だったら、金額の違いとか、診察の内容が違うというのはわかると思っんですけど、たまに行く人はちょっとわからないと思っんですよね。それを本当に年6回必要なのか、県内の状況はどうなっているのか。全部が全部、年6回やっているとは思えないと思っんです。

それと、最後に、今年度から都道府県化になって、激減緩和措置も国のほうは6年間はあげますよということで、国のほうは17億円ですか、全体的には1,700億円と聞いているんですけども、そういうのを都道府県にやっているけれども、焼津市にどのぐらい来るかというのが全然わからない、見えない。それで、全体的に被保険者が減って高齢者がふえているんだから、高齢者の医療費もふえているというのが明らかなんですから、国の負担が全く足りない。それを全部、国保被保険者にかぶせなきゃいけない。それはちょっとかわいそう過ぎますよ。こういう事態がどんどん続くと、もう国保会計、パンクしちゃいますからね。やっぱり国庫、国の負担をまずふやしていただかないと、新年度に対しても、そういうことはやっぱり県にも国にも上げていただきたいと思っますし、そこは改善しなければ国保会計が健全な会計になっていくということからは遠い道になってしまいますので、よろしくお願ひしたいと思っます。

以上です。

○橋ヶ谷保険年金課長 まず、最初に御質疑いただきました国保の加入者の状況ですけれども、一番大きい要因としましては、75歳になって後期高齢制度へ移る方が一番大きい要因です。

ただ、今御指摘がありましたように、例えば減る要因、ふえる要因、例えば生まれる方がいたりかと、亡くなったりする方がいたりとか、あと、大きいところだけでいうと、会社を退職して国保へ入る方、逆に、就職をされて社会保険に入る方、いろんな、あとは市外へ出たりとか、逆に入ってくる方、いろんな構成があるんですけども、今までと状況が違うのは、今までは会社を退職して国保に入る方と、逆に国保から、就職が決まって、いわゆる社保に変わる方と比べたときに、会社をやめて国保に入る方が多かったです。ただ、最近の傾向としては、皆様御存じかと思っますけれども、いわゆる社保の加入の要件が、大分国のほうから、例えば大企業であれば500人以上のところは1

年以上雇用されていて、賃金が1カ月8万8,000円以上であればもう入れなさいよというところで、結構ちゃんと決めてやり始めましたので、今の状況とすると、逆に社保へ入る方も多いんです、昔と比べて。逆に言えば逆転をしていると。そういったところも被保険者数が減っている要因の1つであるというのは事実です。

あとは、今までは60歳定年で会社をやめて国保へ入るんですけども、今、年金もすぐに60歳でもらえなくて、僕の時代はもう65歳で、段階的にふえていますので、引き続き61歳、62歳でも会社にとどまって、引き続きいわゆる会社の保険に入っているということで、そういう方というのは、国保へ今まで入ってきたんですけど、入らないというところも被保険者が減っているという大きな要因ではあります。

あと、被保険者の努力支援制度のほうの収納率、92%程度でやったよというところで、委員長からも御質疑とか受けたんですけども、県のほうで運営方針というものが策定をされていて、その中にいわゆる規模別ですね、被保険者の人数的に、例えば1万人未満だったら何%だということところが明示されて、そこをみんなでクリアしていく目標ですよというのが示されていて、現状は焼津市3万人程度で、その目標率というのは91%なんですね、今は。ですから、結果とすると、今はクリアされています。

ただ、そこがやっぱり皆さん全国的にも収納率が上がってきましたので、今回、新年度から見直しをされる予定になっておりまして、平成31年度につきましては、焼津市のほうの目標数値は92.24になる予定です。現状で行けば、まず平成30年度がどういう数字になるかということがまだ出ていないということです。新年度の収納率もまた年度末に出るかと思うんですけども、そうした中で、結果としてどうなるかということではございますけれども、いずれにしましても、焼津市の姿勢とすれば、個々の事情に配慮して、その方に可能なというか、合った納めをしていくということ考えておりますので、結果としてそれがクリアできればいいと思うんですけども、数字ありきということでは対応はしませんので、その辺は御了解をいただきたいと思います。

続きまして、滞納世帯ですね。済みません、先ほど滞納世帯のあれですけども、一応平成30年度、本年度ですけども、滞納世帯が1,913世帯となっております。

続きまして、医療費通知のほうで、ある程度お金を投資して6回出しているんですけど、効果がどうかという御質疑ですけども、県内どこも共通でやっているのは、回数に関係なく、1年間分を必ずお知らせすると、そこは決まっています。あとは6回のところ、あとは、御指摘をされた、市によっては3回とか、数があります。そういったところでもありますけれども、やっぱりそういったところも国のほうの方針としては、1年分を通知してくださいと。回数についてを6回というところもありますので、そういったところがクリアされていますと、こちらの事情とすると、そういったところも点数が評価されて、それが国のほうも入ってくるという、済みません、こちらの事情ですけど、そういったところもありますので、というのと、あとは、やはり定期的にやらせていただいたほうが、急に厚いのが来るよりは、確認をしていただけるんじゃないかなというふうには思っています。

あとは、やる意義的には、皆さん御存じかもしれませんが、確定申告の医療費控除に使えるようになったんですね。結構問い合わせもあります。そういったところでは、今までにない医療費通知の利用価値というか、そういったところも発生しています

ので、そういったところで、焼津市としては今までどおり、それも含めてやっていきたいということで、今回、予算のほうを計上させていただいた状況でございます。

あと、最後の質疑ですけれども、御指摘がありましたけれども、非常に国保財政、厳しいと。被保険者数も減って、そういったところの状況なので、やっぱり国の責任として、もっと国費、そういったところを手厚くすべきじゃないかというところでございます。本市につきましても、そういったところで全国市長会とか、全国知事会を通じて、いわゆる公費の拡充のほうを要望している状況でございます。

あと、もう一つが均等割のほうですね。均等割のほうの何番目かというところで、均等割につきましても、県内で17番目です。高い方から17番目ですので、35市町ありますので、おおむね真ん中というところ、状況にはなっております。

説明については以上です。

○太田副委員長 委員長、返します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第4号「平成31年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」中、市民部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第8号「平成31年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

交代。

300ページの後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料が前年度よりも3,985万円ふえております。まず、この9億216万人の人数、特別徴収の人数、そして、普通徴収のほうは前年度よりも金額が減っております。これは対象者も前年度と比べて減っているのかなと推察しますが、人数をお聞きします。

それで、そうすると、1人当たりの保険料というのが出るんでしょうか、見込み額。保険料の伸びを、前年度と比べてどのように当てているのか。

それと、滞納繰越分が442万2,000円と計上されておりますけれども、やっぱり滞納者が今何人いて、短期被保険者証を使っている、発行されている高齢者がいらっしゃるのか、いないのか。たしかいらっしゃるような気がするんですけども、そういう、以前は高齢者はそういうペナルティーはなかったんですか。いつのころからか、こういう短期保険証もつけるようになってしまったと思うんですね。その辺のことをお聞きしたいと思います。

○橋ヶ谷保険年金課長 あと、1点目の人数ですけれども、御質疑で特別徴収分と普通徴収分、済みません、内訳については、こちらも人数で積み重ね、先ほど国保でもちょっと御説明させていただきましたけれども、1人当たりが幾らというところで見込んで、それで見込みの人数を掛けてという形ではなくて、今までのいわゆる伸びというか、そういったところを推測して、総額で出していますので、ちょっと内訳については、そう

いう一般が幾ら、対象が幾らということではないです。

ただ、全体の人数としては、見込んでいるのは平成31年度予算とすれば2万669人で見込んでいます。平成30年度の当初の見込みは2万42人で見込んでおります。おおむね630人程度増加ということで、人数的にはそれで見込んでおります。ちょっと内訳は、済みません、そういうことで予算措置としておりませんので、申しわけありません。

あと、滞納者の関係ですけれども、まず1つ目は、後期高齢の方については、短期被保険者証、国保のほうではちょっと滞納されている方には出していますけれども、後期高齢については、そういった短期被保険者証等は焼津市においては発行していません。なしです。もちろん滞納されている方はいますけれども、発行はなしです。

あと、現状の滞納の分につきましては、現状で一番新しいところだと155人で、おおむね1,000万円程度の繰越金を見込んでいるという状況でございます。

説明については以上です。

○深田委員長 631人の前年度より被保険者がふえているということなんですが、302ページの納付金のほうは101%の保険給付費の伸びということなんですが、これは、前年度と比べてそんなにふえているのかなという感じはしないんですが、この金額が物すごい、これは納付金なので、全体の医療費の分じゃないからわからないんですけども、この納付金額というのは前年度よりもふえている、保険給付費がふえているからこの金額が、納付金が前年度よりふえているということになるのでしょうか。101%じゃそんなにないと思うんですが。

○橋ヶ谷保険年金課長 この制度ですけれども、もしよろしければ、予算書の300ページと301ページをまず見ていただきたいんですけども、まず1つ目が歳入として保険料が入ってきます。この1款の保険料ですね。もう一つ、2款として繰入金、これは要は低所得者とか、そういったことで軽減をかけていますので、本来、例えば10万円の保険料ですけれども、軽減がかかって5万円本人からいただくよといった場合、5万円が本来減っているものですから、その分を繰り入れてもらうよというところが繰入金ですけれども、あとは3番目の3款の繰越金、これ、後期というものは、出納閉鎖がちょうど3月なんです。締めます。実際は、例えばことしであれば平成30年度分が平成31年度の4月とか5月に若干入ってくるものですから、その入ってきた分が繰越金として措置しているものがこの3款です。もう一つ、4款として延滞金があります。いわゆる保険料と繰入金と繰越金と延滞金の合計がそのままこちらの302ページの納付金になります。仕組みとすると、収入として入ってきたものを納付金としてそのまま出すということで、決して医療費どうこうというよりは、そのまま入ってきたものを納付金として後期に払うという、会計的にはそういうような仕組みになっております。

あと、済みません、先ほど……。

○深田委員長 わからない。

○橋ヶ谷保険年金課長 そうですよ。

○深田委員長 全然わからないじゃん、これじゃ。

○橋ヶ谷保険年金課長 仕組みとすると、保険税収入、軽減した分で一般会計とか県から繰り入れてもらう分、あと、延滞金とか、翌年度分の繰り越しの収入で入ってきたものをそのまま後期のほうへ納付金として払うと。もちろん納付金を払って、その後に精算

もあるんですけどね。というような会計の仕組みですので、済みません、説明がちょっとまくなかったんですけども、会計的には、入ってきたものがそのまま入るという。

○太田副委員長 合算させてね。合算して納めたよと。

○橋ヶ谷保険年金課長 そうですね。御存じかと思えますけれども、後期高齢というのは、保険者というのは、静岡県の後期高齢者連合組合になりますので、市の立場とすると、国保とは違って、広域の業務を一番市民の窓口に近い市町が行っているという、そういった仕組みになっていますので、会計的にも、入ってきたものをそのまま後期のほうへ納めるというような会計の仕組みになっているということだけは御承知をお願いしたいと思います。

○深田委員長 後期高齢者医療制度になってから、高齢者の医療保険がかかっているよ、ふえているよというんだけど、じゃ、実際幾らぐらいふえているのか、どういう診察がふえているのかというのが全くわからなくなってしまって、それで、国保のほうからは高齢者の医療費が上がっているから、これだけ納付金が、支援金がふえるんだと言われても、そりゃ納得できないんですよ。私たちはこの後期高齢者医療制度は、やはり一般会計じゃなくて国民健康保険に戻して、ちゃんとやるべきではないかなというふうにも思いますが、また、今すぐわからなければいいですけども、やっぱり私たちは焼津市民として、焼津市として全体に2万669人の方が後期高齢者と入っていて、医療費はどのぐらいかかっているよというのは常に知っておく必要があるのかなというのは感じました。

○太田副委員長 いいですか、今の回答。

○深田委員長 今、わからないもんね。

○太田副委員長 じゃ、委員長、お返しします。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第8号「平成31年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第13号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第8号)案」中、市民部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第13号「平成30年度焼津市一般会計補正予算(第8号)案」中、市民部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第16号「平成30年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)



○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。  
確認させてください。

副委員長。

○太田副委員長 委員長。

○深田委員長 歳出の国民健康保険事業基金積立金を1,108万8,000円減額すると、それを減額すると、積立金額が幾らになるのか教えてください、確認させてください。

○橋ヶ谷保険年金課長 現在積み立てしている金額が5億2,624万7,212円あります。これにこの補正を加えて、補正のほうでは6億7,230万8,000円、1,100万円減りますけれども、積み立てますので、この状況でいわゆる平成30年度末の積み立て基金は11億9,855万5,212円、おおむね12億円弱という形になる。

以上です。

○深田委員長 了解。

○太田副委員長 お返しします。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第16号「平成30年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第19号「平成30年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○橋ヶ谷保険年金課長 今、後期高齢者の会計の補正の説明をさせていただいたんですけれども、ちょっと前後しますけれども、先ほど後期高齢の当初補正の説明の際に御質疑いただきました、いわゆる医療費のことで、私、そのときのお答えができなかったんですけれども、具体的に言いますと、1人当たりの医療費、後期高齢、75歳以上ですけれども、平成30年度はまだ年度途中ですけれども、参考までに、平成29年度につきましては、1人当たりの医療費が85万2,475円で、その1年前の平成28年度につきましては、84万947円になりますので、最近1年でも1万2,000円程度上がっていると。平成30年度はまだ途中ですけれども、そういう状況にあるということでお答えのほうさせていただきます。

以上です。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第19号「平成30年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第36号「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

て」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 岡田委員 私、理解が弱いかもしれませんが、後のほうですけれども、平成22年度以降の年度分の保険税（所得割及び資産割に係るものに限る）と、これをあれしてありますよね。ということは、均等割の部分は減免に係る適用はないよということにするよということですね。
- 橋ヶ谷保険年金課長 今回の御質疑ですけれども、いわゆる国保税の賦課の内容ですけれども、大きく4種類になっておりまして、まずは応能割の部分、今御指摘がありました所得割と資産割が、そちらが応能割の部分になります。
- 一方、今回改正をさせていただいている部分が応益割ということで、こちらは1人とか1世帯でも必ずかかるものです。そちらが均等割、平等割になります。
- 今回は、今までは全てにおいて減免が、例えば人によって5割とか、そういう減免がされてきました。それが、今回の改正に伴いまして、応益、いわゆる所得とか資産割については、これは変わりません。引き続き、当分の間減免があります。変わるのが今度、応益の均等割と平等割についてです。今までは、ずっと減免がかかっていたんですけれども、そこはもう2年間のみ減免はかけますけれども、2年を超えた場合は、そこについては減免はされませんよということですので、均等割と平等割の応益については、当分の間減免されていたものが、平成31年度4月からはもう2年間に限って減免されませんから、2年を超えた場合についてはもう減免はないと。必ず、満額かかってくるという言い方はあれですけど。何かちょっと、新旧対照表が非常にわかりにくい部分はあるんですけれども、内容的にはそういう改正となっております。
- 岡田委員 何となくおかしい……。
- 深田委員長 ちょっとついでに。
- 今の減免は、今までは均等割と平等割も減免の対象になっていたんですけども、これからは2年間はこの4方式はそのまま減免だけど、2年を過ぎると所得割と資産割だけが減免の対象になるということで、そうすると、この減免の対象者という方はほとんど所得がない方ではないかと思うんですけど、どのぐらいの方が今現在、人数としてされているのか、その人たちの所得状況がどうなのか、教えていただきたいと思います。
- ついでに、その上の最高医療費の基準のほうですね、基礎課税額が54万円から58万円、そうしますと、介護のほうが19万円、後期高齢者が19万円、そして介護のほう16万円、93万円ですよ、最高限度額。払っている方、いらっしゃるかもしれない、この中にね。だから、それでも、最初は52万円の医療費分だけだったのが、どんどん介護保険が入り、それで後期高齢者が入り、どんどん上がっているんですけど、この93万円払う人なんて、焼津市にどのぐらいいるんですか。最高限度額、対象者数、どのぐらいいるんですか。たくさん払っていても、もしかしたら借金を抱えているという場合もあるものですからね。一概によしとは言えないんじゃないかなと思うんですが、お願いします。
- 橋ヶ谷保険年金課長 最初に旧被扶養者の方ですけれども、現在その対象になっている方ですけれども、77人です。ですから、わかりやすく言えば、今回の改正に伴って、こ

の77の方が影響を受けると。参考までに、その分が一部影響額とすれば217万円程度が影響額になります。

もう一つが、限度額、改正された場合に93万円となりますけれども、今、もし93万円になったときに、それを超えている方ですけれども、289世帯、840の方が93万円以上というか、状況になります。参考までに、影響ですけれども、全体とすれば、限度額を上げることによって税収がふえますので、そこについては1,270万円程度、限度額を上げることによって税収がふえると。影響額とすればそういう状況でございます。

以上です。

○太田副委員長 お返しします。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第36号「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で市民部所管の議案の審査は終了した。

これで本日の審査を終了とする。

閉会 (17:06)